

議案第38号 資料

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

1 改正する規則

- (1) 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則
 - (2) 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則
 - (3) 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則
- 以下(1)から(3)までを「本件規則」という。

2 改正の概要

- (1) 学校教育法施行規則の一部改正に伴い、研修に関する事項を分掌する組織を置くもの及び研修主任を置くもの
- (2) 校長がPTA会費を入金する口座名義の見直しを行うもの

3 研修に関する事項を分掌する組織及び研修主任の設置について

- (1) 学校教育法施行規則の改正内容

学校教育法施行規則の一部改正により、次の二つの内容が定められ、校内研修の重要性やその充実がより求められることとなった。

ア 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、研修主事を置くことができることとする。

イ 研修主事は、指導教諭又は教諭をもってこれに充て、その職務として、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たることとする。

(2) 本件規則の改正理由

学校教育法施行規則の一部改正を受けて、研修に関する校務分掌を明確化するなど校内研修の活性化に向けた必要な体制を整備するため改正するもの

(3) 本件規則の改正内容

ア 研修計画の立案その他の研修に関することを分掌する組織を置くもの

イ 上記アの組織に研修主任を置くもの

※研修主任の配置人数は各校原則1名とし、名称については、「主任」と「主事」の使い分けの定義は特別なく、名称の使い分けは各自治体の判断に委ねられていることから、本市の校務を分掌する組織に充てられている「主任」を使い「研修主任」とする。

※研修主任が担う主な業務は、次のとおりとする。

(ア) 校内研修・校内研究に関する計画の企画・立案

(イ) 校内研修・校内研究のための講師派遣依頼や資料提供依頼等の渉外業務

(ウ) 校内研修・校内研究に関する校内における他の分掌との調整や運営・取りまとめ

(エ) 初任者研修・中堅教諭等資質向上研修等の受講者の受講日程・内容等の計画の点検・調整

4 P T A会費を入金する口座名義の見直しについて

(1) 経緯

P T A会費については、P T A会費の収納等に関する事務を明確化するため、P T Aの代表者から市への委任に基づき、校長がP T A会費の収納を行うこと及び当該代表者を名義人とする口座に入金することについて、本件規則で定め、令和4年4月1日に施行した。

(2) 本件規則の改正理由

本件規則では、校長が収納したP T A会費は、「当該代表者を名義人とする口座」に入金すると規定しており、代表者以外の名義人口座への入金は想定していなかったが、P T Aの口座名義が必ずしも代表者名義でない場合もあることから改正するもの

(3) 本件規則の改正内容

校長がP T A会費を収納し、入金する場合の口座について、P T Aの「代表者を名義人とする口座」から「代表者の指定するP T Aに係る口座」に改めることとするもの